

【外貨 ex】店頭外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新	旧
<p>店頭外国為替証拠金取引のリスクおよび財産の管理方法等重要事項について</p>	<p>(省略)</p> <p>店頭外国為替証拠金取引は、その取引の仕組みやリスクが外貨預金・外貨建 MMF、その他の金融取引や取引所において行われる取引所金融先物取引とは異なっています。従って、取引をされるにあたっては、【外貨 ex】店頭外国為替証拠金取引約款（以下「約款」といいます。）および本取引説明書を十分に読み、それらの内容ならびに下記の事項を十分に理解し、かつ承諾していただく必要がございます。</p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>店頭外国為替証拠金取引は、その取引の仕組みやリスクが外貨預金・外貨建 MMF、その他の金融取引や取引所において行われる取引所金融先物取引とは異なっています。従って、取引をされるにあたっては、【外貨 ex】店頭外国為替証拠金取引約款（以下「約款」といいます。）および本取引説明書を十分に読み、それらの内容ならびに下記の事項を十分に理解し、かつ<u>異議なく</u>承諾していただく必要がございます。</p> <p>(省略)</p>
<p>店頭外国為替証拠金取引のリスクについての説明</p>	<p>店頭外国為替証拠金取引にはさまざまなリスクが存在します。下記の内容をお読みになり、店頭外国為替証拠金取引の特徴、仕組みおよびリスクについて十分に理解し、これらに承諾した上で、お客様の判断と責任において口座開設手続きを行ってください。</p> <p>(省略)</p>	<p>店頭外国為替証拠金取引にはさまざまなリスクが存在します。下記の内容をお読みになり、店頭外国為替証拠金取引の特徴、仕組みおよびリスクについて十分に理解し、これらに<u>異議なく</u>承諾した上で、お客様の判断と責任において口座開設手続きを行ってください。</p> <p>(省略)</p>
<p>店頭外国為替証拠金取引の概要と仕組みについて</p> <p>2. 口座開設について</p>	<p>(省略)</p> <p>① 店頭外国為替証拠金取引の特徴、仕組み、リスクおよび取引条件等について、約款および本取引説明書を十分に理解し、かつこれらに承諾していただくこと。</p> <p>(個人のお客様の場合) (省略)</p> <p>●マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために店頭外国為替証拠金取引を行わないこと。</p> <p>●<u>反社会的勢力（法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。以下同じ。）の一員でないこと。</u></p> <p>●<u>お客様が外国 PEPs（Politically Exposed Persons の略。外国の政府等において重要な地位を占める者（外国の国家元首等）とその地位にあった者、それらの家族および実質的支配者がこれらの者である法人を指します。）に該当しないこと。</u></p>	<p>(省略)</p> <p>① 店頭外国為替証拠金取引の特徴、仕組み、リスクおよび取引条件等について、約款および本取引説明書を十分に理解し、かつこれらに<u>異議なく</u>承諾していただくこと。</p> <p>(個人のお客様の場合) (省略)</p> <p>●マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために店頭外国為替証拠金取引を行わないこと、<u>または反社会的勢力の一員でないこと。※「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

	<p>(省略)</p> <p>●<u>金融先物取引業者に勤務していないこと。</u></p> <p>(法人のお客さまの場合)</p> <p>(省略)</p> <p>●<u>マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために店頭外国為替証拠金取引を行わないこと。</u></p> <p>●<u>反社会的勢力（法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。以下同じ。）の一員でないこと。</u></p> <p>●<u>お客さまが外国PEPs（Politically Exposed Persons の略。外国の政府等において重要な地位を占める者（外国の国家元首等）とその地位にあった者、それらの家族および実質的支配者がこれらの者である法人を指します。）に該当しないこと。</u></p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>●<u>外国為替証拠金取引業者に勤務していないこと。</u></p> <p>(法人のお客さまの場合)</p> <p>(省略)</p> <p>●<u>マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために店頭外国為替証拠金取引を行わないこと、または反社会的勢力の一員でないこと。※「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(省略)</p>
<p>21. 証拠金等の入金</p>	<p>(省略)</p> <p>※クイック入金は即時入金を保証するものではなく、お客さまのお手続きや通信回線状況等の不具合によっては入金の反映が翌銀行営業日以降になる場合があります。この場合に生じた損失、機会利益の逸失、費用負担については当社の故意または重大な過失がない限り、適用される法令（消費者契約法を含む。）に違反しない範囲において一切の責任を負いませんのでご注意ください。</p> <p>(省略)</p> <p>※<u>海外口座から当社指定銀行口座へのお振込は承っておりません。</u></p>	<p>(省略)</p> <p>※クイック入金は即時入金を保証するものではなく、お客さまのお手続きや通信回線状況等の不具合によっては入金の反映が翌銀行営業日以降になる場合があります。この場合に生じた損失、機会利益の逸失、費用負担については一切の責任を負いませんのでご注意ください。</p> <p>(省略)</p> <p>(新設)</p>

<p>31. ロスカットルール</p>	<p>(省略)</p> <p>このように、有効証拠金額が0円を下回った場合には、お客さまは預託した資産以上の損失を被ることとなり、当社に対して当該不足金の支払義務が生じることを承諾するものとします。なお、当該不足金は、不足金発生日の翌々営業日の午後3時まで外貨 ex 口座に入金するものとします。</p> <p>なお、システム障害等の原因により、予定された通りにロスカット取引の手続きが行われなかった場合、お客さまに想定以上の損失が発生し、お客さまが当社に預託された金額を上回るおそれがあります。その場合の原因が天災地変等の当社の責めに帰すことができない事由であり、かつ当社において故意または重大な過失がない限り、当社は免責されることがあります。<u>ただし、当社の免責は適用される法令（消費者契約法を含む。）に違反しない範囲に限定されます。</u></p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>このように、有効証拠金額が0円を下回った場合には、お客さまは預託した資産以上の損失を被ることとなり、当社に対して当該不足金の支払義務が生じることを<u>異議なく</u>承諾するものとします。なお、当該不足金は、不足金発生日の翌々営業日の午後3時まで外貨 ex 口座に入金するものとします。</p> <p>なお、システム障害等の原因により、予定された通りにロスカット取引の手続きが行われなかった場合、お客さまに想定以上の損失が発生し、お客さまが当社に預託された金額を上回るおそれがあります。その場合の原因が天災地変等の当社の責めに帰すことができない事由であり、かつ当社において故意または重大な過失がない限り、当社は免責されることがあります。</p> <p>(省略)</p>
<p>38. 取引終了の事由</p>	<p>約款第33条2項に定める事由に該当する場合には、<u>当社は、本口座を閉鎖できることとします。</u> 主な閉鎖事由は以下の通りです。</p> <p>(省略)</p> <p>b. お客さまが約款の<u>重要な条項のいずれかに違反し、取引を継続することが困難であると当社が合理的に判断し、当社が本口座の閉鎖を通告した時。</u></p> <p>(省略)</p> <p>e. <u>お客さまが外国PEPs（Politically Exposed Persons の略。外国の政府等において重要な地位を占める者（外国の国家元首等）とその地位にあった者、それらの家族および実質的支配者がこれらの者である法人を指します。）に該当することが判明した場合。</u></p>	<p>約款第33条2項に定める事由に該当する場合には、<u>本口座は閉鎖されることとなります。</u> 主な閉鎖事由は以下の通りです。</p> <p>(省略)</p> <p>b. お客さまが約款の条項のいずれかに違反し、当社が本口座の閉鎖を通告した時。</p> <p>(省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

	<p>f. <u>当社がお客さまに通知した口座番号等を、共同で使用し、または他人に貸与もしくは譲渡した場合。</u></p> <p>g. <u>前各号の他、やむを得ない事由により、当社が本口座を存置することが不適切であると認めた場合。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>e. <u>前各号の他、やむを得ない事由により、当社が本口座を存置することが不適切であると認めた場合。</u></p>
<p>47. 本取引説明書の変更および同意方法</p>	<p><u>本取引説明書は、法令等の新設・改廃、行政機関・自主規制機関の規制等の新設・改廃または監督官庁の指示があった時その他業務上の必要が生じた時に、民法第548条の4に基づき改訂されることがあります。当社は、本約款を改訂する場合、その旨および改訂後の規定の内容ならびに効力発生日を効力発生日までに原則として当社の運営する Web サイトに掲載する方法により周知します。</u></p> <p>(省略)</p>	<p><u>本取引説明書は、法令等の新設・改廃、行政機関・自主規制機関の規制等の新設・改廃、または監督官庁の指示、その他必要が生じた時に改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、お客さまの従来の権利を制限するまたはお客さまに新たな義務を課すものである時は、当社は、原則として当社の運営する Web サイトにおける情報通信の方法により、お客さまから当該変更について同意をいただくものとします。</u></p> <p><u>この場合、お客さまは、原則として Web サイトにて当該変更に同意いただいた場合に限り、本取引説明書の改訂後も本取引を継続できるものとします。</u></p> <p>(省略)</p>